



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



法隆寺大鏡第五十八集挿圖解説

第一、第四、御物 紙本着色聖德太子像

其高三尺三寸四分
同鏡一尺七寸七分

聖德太子御影は古來歴聖に繪畫に其類多しと雖も、本鏡所載御府の
藏本、獨り群を離れて超絶し、其製作年代よりするも、將た其古様
を存する上よりするも、當に太子像の最大權威たるべきは、始と天
下周知の事なり、願得業の古今目錄抄に始めて其法隆寺傳存の事
を録し、名づけて唐本の御影と云ふとあり、其命名の由来に就きて
大太子御影但於此有多義當寺相傳者唐本御影也唐人爲申結緣詣御
前其人前如彼應現給而問書二種一本留日本一本本國持飯故云唐本
御影或唐人書唐本聖人西山觀政云非唐人百濟阿佐之前現給形云々或
攝政關白殿下兼經宣更非他國之像日本人裝束其昔皆如此也故日本
之様云々

と述べ、唐人の親しく寫せる御影なれば則ち其稱あるなりとも傳へ、
百濟の王子阿佐の前に現し給ひし姿なれば、唐本と稱すべき因由な
しとの説もあり、近衛關白兼經の如きは、日本古代の服裝其儘なれ
ば、日本様と云ふの外なしとの意見も有りて、歸着する所を知らざ
る程の傳説區々たりとのことなれど、其外國人の前に現はれ給ひし
との傳説と、日本様にして唐國様に非ずとの異説あるより考ふれば、
主として其服裝の海外の様式なるよりして、唐本御影と稱するに至
れるならむ、故平子輝盛氏は其妻の唐裝なるよりすれば、南無佛二
歳の太子像の外、所謂太子像の唐裝ならざるなく、皆目するに唐本

御影を以てせざるべからず、獨り本像のみに此稱を與ふるは、之を
根本唐本御影と解して、其義始めて妥當なりと説けり、實に其説の
如く唐裝類似の御影多けれども、其服飾を描くこと精細にして、眞
に唐裝其儘なるは則ち本像の外に存せざるを以て、之を根本唐本御
影とするも其故なきにあらずと云ふべし、太子阿佐の筆に擬するも
亦目錄抄の記に據りて附會せしに過ぎず、太子阿佐の來朝は推古天
皇御宇五年夏四月にして、その聖德太子を拜して觀世音の化身なり
と感嘆せしこと、太子傳解に見ゆれども、御影を寫したりとの記述
なければ、目錄抄の唐人御影二本を作れりとの説よりして、發生せ
るものと云はざるを得ざるなり、されど其服裝よりして唐本御影の
稱ある所以は、其奇古なる様式の、既に鎌倉時代に於て其因由を知
るに苦める程、悠遠なる時代の製作に係れるを知るべく、阿佐太子
筆と稱するも亦其根據を此處に有するが故なり、抑奇古なる様式の
第一とは、畫の料紙の問題なり、總て此種の記念すべき畫像を造る
には、上代に在りて絹若くは布を用ひ、襖繪ならざる限り、始と紙
本を以てせしを問かず、然るに本像は高さ八寸有餘の白紙を上に四
枚貼り繼ぎて料紙としたり、これ既に希有の例なり、第二の問題は
服飾の制なり、本圖は笏を手にし給へる太子を中心として、左右に
各一侍者あり、目錄抄に

二人童子二人王子也山背大兄王中路左方山背大兄王右方植葉王此二

人也

とあり、恐らく同抄の著者願眞が古傳説を録せるものと信ずれば、
太子の前に御弟の植葉王、後に御嫡子山背王侍立の圖と定めて可き

らむ、太子の御冠に就きては、學者間に種々の異説あれど、孝徳天皇の御宇三年に制定されたる漆紗冠の古製なりとの推定よりも、寧ろ推古天皇の御宇十一年十二月冠位十二階の制を定められし時、冠の頂は^畫畫にて養の如くして縁に著けたりとある本文と、其使用法より見れば酷似せるものに非ざるか、漆紗と思はるゝは其額際の際文の部分よりして、多少それと材料を考へしむるのみなり、兎に角唐代に於ける巾子高く垂纏の冠とは自ら其撰を異にせり、二童子の振分髪の様も亦開立本の筆と傳へらるゝ六朝諸帝の侍者にも見るものにして、中古の様式ならざること既に明らかなり、太子の袍も其様式に於て二王子と同じく、隋唐の古制に属するもの、其拱手に従ひて生ぜる肩より袖に係りて上に廣く下に窄める衣紋よりして觀れば、近く本願寺に將來せられたる樹下婦人像若くは東寺真言七祖の中なる惠果阿闍梨の侍者の服裝にも類似の跡存すると同じく、其服制に同一なるを認むべければ、進くも唐代の制として毫も疑ふの餘地なかるべし、其右帯の制もまた開立本の帝王圖に之を徵すべく、六朝よりして之を用ひしを知るべし、其佩劍を繋げる帯は、後の唐組又は平緒となるものにして、之と同じく矢筈形の織文を有する實物の殘缺、本寺より賦納に係れる御物の中にも存せり、佩劍及刀子の様式も路正會院御物中の者に就きて、其實制を徵すべく、劍柄は取瑁か班犀か、劍室は黒地に銀泥もて簡單なる雲形を現はせしものにして、其花形裝劍具は漆調式の彩色より見て、染象牙の類なるべく思はる、御寫も古く支那に於て用ひたる黒色の烏皮寫なるべし、色彩は年所を經るの久しき、五彩澤を失し、丹青色を變じ、今一々之を

指摘するの困難なれど、數へて八色を推定し得べし、即ち頭髮の下地を淡く染め毛筋を濃く引けるを始めとして、其冠劍室及書より肉體の繪さては衣紋を描ける墨色を第一とし、顔の下地を作る胡粉、口唇等に使用せる朱色、太子の袍の裏及二王子の袍を隈どれる緑青、其他太子の笄を彩どれる黃土、劍鐔に見ゆる丹色、冠の織文及劍室の雲形太子の笄に現はれたる文様の銀色は明らかにそれと知べるく、太子の袍の御色及山背王の袍の文様に至つては、其だ鮮明を缺くものあれど、之を蘇芳と解する正しきに近し、蘇芳は則ち朱^朱華にたくへる色にして、隋唐の制も朱華色を以て儲君の服色としたれば我國に於て其使用に大化制定前後の時代論もあれど、その色を見當に本像は蘇芳を彩どれるなるべし、棟世平安朝以降の太子像は朱華色を朱若くは赤と早合點して、袍を塗れるも其因由また此に存し誤れりとはいへ自ら古制を遵守せるが如き感あり、此等の服飾問題を第二の奇古様式として、第三は其描法に及ばざるを得ず、すべての面貌に肉色の隈を使用すること、特に山背王に於て其名號を認め得べく、其眼睛皆上に點せられて半圓となれる如きは、上代の繪畫體態に見る所なれど、太子の袍の陰影を現はせる黒色の刷子目に至つては、實に現存藝術品中唯本像あるのみにして、他に徵證すべき何等の類例を存せず、其右の袖に現はれたる規律正しき刷痕よりすれば、之を本筆の使用に歸する説も、強ち否定し難しと云ふべし、上來述べたる如く、料紙として既に奇古、服飾として又奇古、描法も亦他に見ざる所を以てすれば、之を何れの時代の製作と定むべきか、後世の轉寫とすれば鎌倉時代より以上と定むべきこと勿論なれど、由來

我國轉寫の例よりすれば、其大要を簡するに止め、未だ此の如く服飾の微細まで原書の面目を傳へたるを知らず、果して然らば服飾の制より推定するも、之を奈良朝以降の作と斷ずべからざるが如きも、尙ほ充分研究の餘地を存せざるにあらず、太子の屋間に関する孝徳紀に、古人大兄皇子が出家して佛道に入り給ふ時、法興寺の佛殿と塔との間に於て、鬘髮を剃除し袈裟を披著し給ふとあれば其鬘を蓄ふること當時の風習なりしを知るべく、本像また其例證とすべきものならずとせず、斯かる微細の點より討究せば、種々なる方面よりして、幾多の資料の供給せらるべきやを知らざるなり、其表装は風帯及一文字廻し到江文様金剛、上下廻しは黄色綾地に壽寧康福の四字を色糸にして織出し、軸は鍍金蓮花唐草の透羅にして、軸首は蓮花を畫きたる上に水晶の海板を伏せたり、出八分、徑一寸、これのみにて鎌倉時代の製作と知らるゝに古今日録抄には

京西松尾慶政上人野月房爲合久故御裏押絹給其時表紙合替錦給とあり、裏絹は今存せざれど、壽寧康福の文字を現はせる織物は、或は其頃のものなるべきか、姑く疑を存す、其古來貴重の畫像たることこれにても明らかならざれど、鎌倉時代以前に本寺の必要なる記録に之を見ざるは、或は中古橘寺より轉來せしにあらざるか、また疑なしとせず、太子正統上宮太子御像

第五、第七、御物 聖德太子御製法華經義疏

第八、同上 竹帙及牙籤

七卷高厚寸 第一卷長四寸六分 第二卷四寸四分 第三卷長四寸九分 第四卷四寸四分 竹帙高九寸九分 牙籤高一寸九分 同幅 八寸八分

聖德太子御製の御著書に三種あり、法華經維摩經及勝鬘經の義疏即是にして、夙に天平十九年の法隆寺寶財帳にも

法華經疏卷部三

維摩經疏卷部三

勝鬘經疏卷部三

右三宮聖德法王御製者

と載せて其書あるを明らかにし、鎌倉時代本寺に於て印刷せしもの、厩板と共に今尙ほ現存せり、寶財帳録する所の三經疏は、其後如何なりけむ終極を知らざれども、圖示せる法華經義疏四卷は、則ち同書の三部と注せられたる其一部にあらざるか、寶財帳の注記唯其名を擧ぐるに止まり、形式の如何さへも之を知るに由無しと雖も、觀しく其體裁及附屬品に就きて檢すれば、寶財帳中の者たるのみならず、而も同書の稿本にして、恐らく太子の御自筆に係れる無きやを思はしむるものあり、附屬品たる竹帙第八圖は今や甚しく腐爛せりと雖も、細き竹條を經とし五色の彩糸を緯として編組せる者にして、延喜式兵部省軍人司の條にも凡造竹條判_判紙長功十八日一張と載せ、夙に我國に於て製作せられしこと明らか、之に結び付けられる牙籤も古來書目檢出の用を爲せるもの、説文に籤は檢なりとも云へり、玉牙紫檀若くは楡等の材料を以て造れること、和漢の史乘及現存遺品に之を徵すべくして、此籤の如きまた象牙を以てせるは、特に其書に尊重の意を加へしものと知るべし、其形の普通の駒形ならずして鐘形なるは最も奇古なるのみならず、其表に法華經疏四卷、背面に御製と署せる文字の古様なる、奈良朝以降のものな

らざること疑を須むず、御製の二字よりしても、亦資財帳の單に御製者と銘せるに併せ觀て、當時本書を稱するに其形式に拘はらず、御製の意義を以て敬稱せしなるべし、是を以ても其實財帳中の一部たりしを考へ得られざるにあらず、本書第一卷の首第五圖第一紙に法華義疏第一、此は大委國上宮王私集非海彼本と記せる部分は、今本文と直に接續すれども、思ふに原と本卷の外題たりしものにて、此是以下の文字は、書風の古様なる奈良朝を降らざるのみならず、後の追書とは云へ、極めて太子時代に近きものあるを想はしむ、其意義は此は是れ我が大委國上宮王の特に私集せられしものにて、海外渡來のものに非ずと、佛書とし云へば則ち外來のもの而已なりし時代に於て、其然らざる所以を特筆明徹せる當時の思想、此一句に顯然として興趣禁すべからざる者あり、同字は六朝の末北齊の遺象銘にも存し、唐代かけて國字と共に行はれたれども、これが我國に於ける最初に近き實現は、或は本書を以て嚆矢とすべし、本書の料紙は黄紙を所謂豆欄の如き堅韌性のものにて織き立て、紙質染色年代と共に多少變化せりと雖も、奈良朝の寫經用紙に比すれば、未だ精巧の域に進まざるの成あり、其本文の書體は、肥瘦筆の動くに従ひて成り、筆端圓融自在、格法自ら其間に存して、巧を求めずして妙なる所に、其異常なる人格の想はるゝのみならず、意の趣くまゝに筆を驅使したる稿本の面目を觀取せらるべし、書風を何に例へむよりも近時發見せられたる六朝寫經の偉ありと云ふの外なく、これに類似の書風は現存多くの筆蹟中、何等匹敵すべきもの無く、實に劃然として超絶する所ありと謂はざるべからず、更に稿本として體

面を現はさむ爲に同示せる第一卷第六圖第四卷第七圖に就きて觀るも、或は刀もて紙面を削去し、或は背面より切貼を施し、削に若入れたるもあれば、數行に亘りて直に上に貼り加へたるもあり、甚しきに至りては本紙の幾分を截取せるもありて、本來用紙一枚の長さ一尺六寸計なるべきものが、截がれて六寸二分に縮められたるあり、要するに一兩字の改作は紙面の削去に止めしも、削り過ぎて紙面を破れば、白紙を噴製風にして背面より當てがひ、其部分大なれば表面より同じ黄色の紙を貼り、更に大なれば紙面の一部を全く截取するに至れるにて、一紙毎に多少添削寫入の痕あらざる無きを觀ても、如何に其苦心執筆の餘に成りしかを想察し奉らずむばあらずなり、これを稿本否を著者の且つ考へ且つものしたる原稿と稱せずして將た何と曰ふべき、古今目錄抄は、太子御製作章疏等日記、法花四卷疏御製本在合江疏者自百濟國所渡不依經卷夢殿以御魂取寄給依御經合草給七卷廿七品無提婆品與觀音品之世尊佛之尺摩子將來經者自百濟國所渡經同也付此經合作五卷疏御魂渡唐時合置衡山給於此疏者草本並人寫傳本共我朝不知所在但四卷疏云云自廿一西曆正月八日始作此疏至大歲甲戌製畢夢金人所校妙義並諸番法師義理恐樂之此四卷疏御題目下二此是大委國上宮云々今此疏寫傳本寫大倭國此人編撰也上宮王私集非海彼本者此非自唐土等所傳之本之義今此疏者假天台三論以光宅寺雲法師疏爲本義然而難取何宗云々其義疏の原本とせられしものは、疏に提婆品と觀音品の世尊妙相具

云々の偽を疑けるを以て、百濟より渡せる二十八品の法華經に依り給はずして、別に夢殿に於て成得せられたる七卷廿七品本によりての釋義なり、その提婆品を含める廿八品本の義疏も五卷の疏として造り給ひしかど、支那衡山に送らしめられ、草本は勿論傳寫本だも本朝に於て踪跡を失し、廿七品本の義疏即ち本書のみ今に傳來するに至れるにて、前の五卷疏あるに對して、此四卷疏を特に後疏と名づく、其御起稿は推古天皇廿一年(癸酉)正月八日御歲四十(法王帝説に據るの春にして、翌年四月十五日に脱稿し給へりといふ、廿七品本の傳來に就きては、此處に載する如く御夢想到係り、小野妹子將來本あるも亦廿八品本にして之と異れりとのことなり、されど本疏の底本たる廿七品本も、所謂廿八品本と同じく姚秦の鳩摩羅什が譯出せるものにして、一説には羅什の譯本成りしも、長安の宮人、其女人往生を説ける提婆品の宣傳を惜しみ、之を抜きとり廿七品として、江南地方に流布せしめたるより、其所傳に南北の別を生じ、一時國際通路として北方のみなりしに、既に南方交通の便ありしを證せらるゝと共に、其夢想成得説の傳へらるゝ所以をも首肯せられ、極めて興味ある問題なりと云ふべし然かも本疏の教判に於て、將た其涅槃を宗とせるに於て、法華義記八卷に負ひ給ふ所ありと傳へられ、同書が光宅寺沙門法雲の著にして、雲が江南に國せる梁朝の人なりしも奇とすべし、太子の所説は大藏諸經中爾前の諸經を以て萬善同歸の一句に攝し、佛壽無極とならべて、後の涅槃經の二大綱目を法華經の中に盡したりとの大知見を立て、一代佛教總判の意を

能め給へるは、即是我が民族宗教の爲に大光明を垂れ給へるものと、偏に驚嘆感喜せらるゝ所なり、當時太子の左右には、高麗の僧惠慈惠應を始として、渡來僧の教學に文筆に堪能なる人物多かりしならむ、法華研究の爲に時に討議し數々下問を垂れ給ひしならむ、されど不世出の英才、千古の達識、義立ち想熟するに及びては、傳説の如く深く夢殿に垂れ能めて、獨創の見を奔放の筆力もて起稿し給へるにあらざるか、本疏四卷の中御自署及年代の微すべきあるなく、又御自筆として他に參證すべき資料も存せざれば、嚴密なる意義よりして、御自筆の稿本と定むるは、或は早計に失するの嫌なきにあらざれど、其體容及特質よりして、然か考ふるも其故なしとせざる能はざるなり、尙ほ同抄に非海彼本の義を釋するは、前に述べたる如く、傳寫本の儘と本疏の初なる委との區別を説くは、本疏の舍利殿の奥に秘めおかれて、之を拜するの容易ならざりしをもち知るに足らむ、是はこれ我國に於ける佛典義疏の第一にして、筆蹟として又最初のものたるは勿論、恐らく此時代に於て和漢を通じ、著者と同時に筆録せられたる典籍として、唯一最古のものたるは、筆ムべからざる事實なり、本書各卷の上に短冊形外題あり、法華義疏何卷と署す、堅二寸二分、幅五分若くは七分あり、徳川時代の初期四卷を並べて一つ箱に納れ、これに蓋を施せり、竹紙は即ち箱蓋の裏面に粘貼せらる、箱は梨子地散蓮花畫あり、本疏は御物として容易に拜觀すべからずと雖も、其本文と從來印刷せる版本とに就きて觀し、校合するの機會を得ば、發する所更に多大なるものあらむ、始

く後考を保留す、

第九、第十、御物 金銅如意輪觀音像

總高一尺八寸七分五厘
總高三寸四分五分

古來傳存せる造像中、其銘記を以て、最古の者に數ふべきは先づ本像を第一に推さざるを得ず、銘は本像臺座の椀の縁に鐫刺せらるる其拓影次の如し、



符谷板書の古京遺文また此文を卷の發首に錄して

歲次丙寅年正月生十八日記高屋大夫爲分韓婦夫人名阿麻古頭南无頂礼作奏也

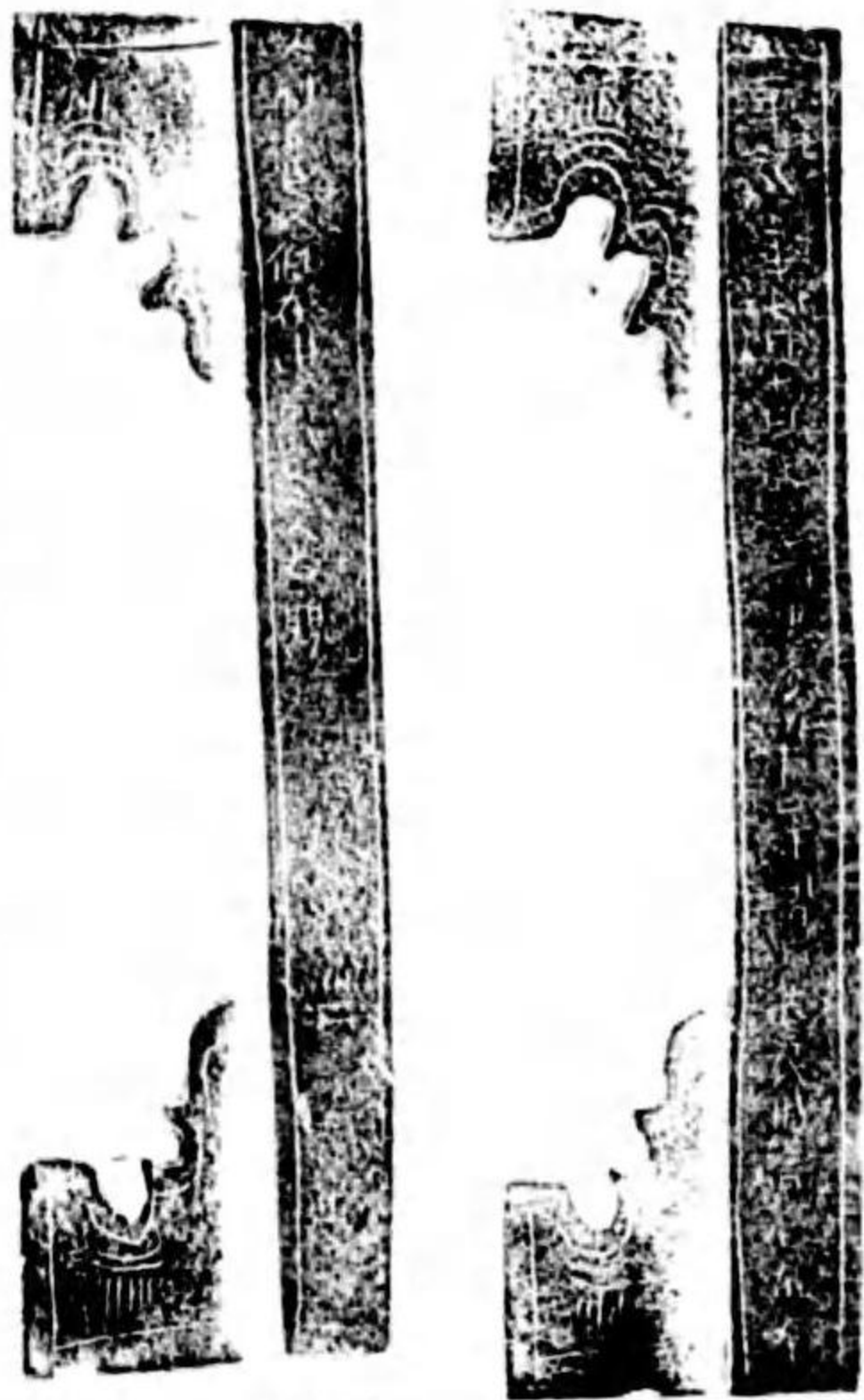
とある丙寅年は、推古十四年に相當し、正月生十八日とあるは、正月に月始て見えて後第十八日の謂にして、當時未だ曆書を用ゐるを知らず、月の明晦に依りて其更改を知るに止まり、月初めて西方に見ゆるを以て朔となし、それより數へて第幾日と定めたるにて、天智天皇紀十年十一月の條に、對馬國上言云月生二日とあるも、また其謂に外ならずと考證する所あり、高屋連に就きては河内國神別神魂神十世孫伊已止足尼大連の後なること、姓氏錄に見え、伊已止足尼は舊事紀に五十琴宿禰に作る、其世系同書第五卷に見ゆるも、高屋大夫なるもの名諱世代皆考ふべからずと云へり、銘記字畫明らかならざる所あり、正字の如き模倣たるものと雖も、之を正と

讀まざれば次の文意判然せざれば、古京遺文の説を信するの外なし、願字は即ち願なり、高屋大夫が夫人阿麻古の爲に、南無頂禮して造立せりとの意明らかなるも、分韓の字義詳すべからざるを遺憾とす、兎に角丙寅を推古天皇十四年とすれば、これ實に我國最古の造像銘記にして、高屋の姓氏に姓氏錄に存し、其作奏との文字より推して、外國渡來の佛像にあらざることを疑ふべからず、これを技法の上より微するに、顔骨の著しく聳えたる相貌は、當時の造像に屢々見る所なれども、頭部の巨大なるに至りては、同形像の纖細を喜べる當時の風尚と合致せず、其耳朶の粗大なる、半圓の内輪特に手背の角張りて丸味を缺ける、須彌座に懸れる裳の面の、垂佩せる裝身具を主とせる爲め、其取扱に窮せる痕跡を示せるが如き、頗る原始的意義に富めるものあり、此垂佩せる裝身具の様式は、本像以外多く其類を見ざる者に屬し、また研究資料として注意するに足る、其二臂如意輪の稱號に至りては、姑く疑を存するも、河内國野中寺の同形銘記に彌勒菩薩とあり、當時の信仰また慈氏菩薩に傾ける多きを以てすれば、或は彌勒菩薩と稱するも不可なきが如し、

第十一、御物 金銅觀世音菩薩像

總高一尺二寸九分
總高三寸四分五分

本像また其臺座の椀を繞りて銘記を有するを以て署名なり、其の文に曰く、



辛亥年七月十日記室評君名大古臣幸世日崩去辰時故兒在布奈太利
古臣伯在建古臣二人志願

兒在布奈までは正面に刻せられ、太利古以下は左側面に在り、辰建
二字字畫不明、姑く在來の讀方に従ふ、此文意を釋するには、先づ
辛亥年の時代を決せざるべからず、此造像様式佛敎渡來最初の年代
に近きものあるを以て、其時代に於ける辛亥の年を求むれば、崇峻
天皇四年と孝徳天皇白雉二年とに外なきが故に、考古學者間には、
崇峻説と孝徳説との二様の見解あり、崇峻説に據れば七月十日と辛
亥の日とに距離を立て、大古臣幸世の日辰時に崩去せしを以て、其
累七日の忌を終へたる七月十日即ち五十日目に本像を志願造立せる
ものなれば、七月十日より推算して五十日目即ち五月の下旬に於て、
其日辛丑に相當するものを求むれば、崇峻天皇辛亥の年に在りて五
月廿一日は辛丑の日と相當するのみならず、五月六月續きて大の月

にして、廿一日より算すれば四十日を數へ、七月朔は辛巳なるを以
て、其十日庚寅に至るまでを合算すれば即ち五十日目に相當するが
故に、曆算推歩の上よりして崇峻四年説を主張し、白雉二年説は累
七忌日の志願ならば、第四十九日目を取るべき筈なるに、一日を延
期して五十日目に造像志願の記を刻せざるべし、七月十日と辛丑の
日とは同日にして、崩去の日即ち志願せるものなれば、七月十日の
辛丑に相當するものを求めて、即ち孝徳天皇白雉二年を得らるゝを
以て、本像を其の時と定むるに異論あるべからずと云へり、此兩説
とも根據に正しき所あり、累七忌日の起願なればとて、必ず第四十
九日目を記し、一日を延期すべからざる理由も無く、死歿日に起願
して造像せざる典故もあるまじ、唯其造像の技巧よりして觀れば、
本像の様式すべて立體の意義よりは、平面的に傾き、左右の均齊の
餘りに規則的にして、其薄肉の彫法所謂百濟觀音を努稱せしむるも
のあり、これを佛像彫刻最初の時代崇峻天皇四年に擬するも無理な
さ如しと雖も、原形如何に拘はらず其の鑄造法の甚だ精緻を極め、
此種の様式のものをして以てして、美妙斯くの如きは、恐らく奈良朝時
代を通覽するも、其類多かるまじく思はるれば、此様式の開創時代
鑄造法の發達せる時期に鑑みて、寧ろ白雉二年説に左袒せむとす、
但し銘記の書式其死歿の日を數字と干支と分ち書すること、此銘文
の如き先例ありや否やは別に考究せざるべからず、笠評の評は既に
知れられることにて郡縣の意の郡字と同意義なり、姓氏錄にある笠
臣と同族なるべきか、兒在伯在は兒なる或は伯なると譯すべく、重
兒と伯父とが起願して造像せしものなり、この三人者に至つては未

だ考ふる所なし。

崇峻天皇四年設け故平手輝盛君の主張する所白地二年設け山田孝順君等の考定に
係る

第十二、御物

梓弓 長六尺五分

鎗箭 長二尺六寸九分五厘

箭 鐵杖長二尺四寸八分五厘

利箭 各長二尺五寸七分

胡錄 高二尺四分 幅五寸一分

弓は下塗黒漆、上に色漆を塗る、背に長く細筋を造る、傳へて太子御使用のものといふ、鎗箭は引を象牙にて造り、鎗形を水牛角にて製し六孔を穿つ、次の鏃を缺けるものは、目録抄に上刺二筋と云へるに當れるか、鏃を挿むべき装置にして、古く我國に於て使用せられし様式なること、發振品に於て微證せらる、所謂利箭は鏃の長さ二寸四分あり、目録抄に十筋とあるも今五筋を存す、又鏃の羽を以て短くとあるも、今毫毛だも存せず、古傳に従ふの外なし、胡錄は槍製、密隱僧にて花丸紋を畫く、底にも同じく小花紋を散らせり、推古紀十一年の條に太子天皇に請ふて、大槓及櫓を作り給ふとあり、此等の武器古傳皆太子の御所用と稱するも、亦太子が特に心を武具に用ひ給ひしより推して、其因由なしと云ふべからず。

第十三、十四 西院鐘樓及梵鐘

鐘樓 桁行三十四尺四寸 椀四十六尺
六寸五分 上層桁及椀四十四尺
椀高二十五尺一寸五分
椀高六尺二寸六分 徑三尺九寸

西院鐘樓は伽藍廻廊と連結して東側に在り、西なる鼓樓と對峙す、

創立は即ち伽藍と同時代にして、我國最古の鐘樓なり、其構造形式を擧ぐれば、三間二面の重層樓にして、下層正面中の間に出入の戸を構へ、腰組物三斗を用ひ、上層には中間一戸の外は總て連子窓を施し、四方に勾欄を繞らす、組物は三斗平組なり、内部下層の床は土間、二階は板張、軒二重垂木にして、天井は化粧屋根裏なり、他の伽藍建築と調和を有ちて、梵鐘鈎懸の必要上、二重層に造り、外形上他の奇なしと雖も、平屋積なる廻廊中に、鼓樓と相對して層樓の聳ゆるは、自ら變化を其間に求むるものといふべし、鐘樓の制、天壽國曼荼羅に現はれたるもの單層にして、別に鐘を懸くべき磬臺の如き装置あり、これと全然其制を異にせりと雖も、我國に起れるものは、實用上よりして重層樓をとれるか、鎌倉時代に至りては、宋朝の風を學び或は四方空調東大寺存在の如きものとなり、或は佛腰付新樂師寺風のものと變じ、單純なる重層樓のもの又た見ること能はず、従つて伽藍連結の建築より脱して獨立のものとなれり、本建築の如き鐘樓建築として廻廊連結時代に於ける古制を徵すべき唯一の遺品なりといふべし、梵鐘また同時の鑄造に係り、圓帶幅廣く、掩座の位置甚だ高く、鐘と並び立ちて之を掩ける當時の風習を徵するに足る、鐘頭形また甚だ奇古なり、上圓と下圓とに存する文様、磨蝕多しと雖も、略々古様を窺ふを得べし。

第十五、第十六 御物 片輪車時給手箱

蓋一尺二寸四分 七寸四分五分
深外法二寸四分五分
身長九寸七分 幅六寸八分五分
深内法三寸七分 幅六寸八分五分

梨子地墨漆、縁に錫を伏せたるも、今殆ど磨蝕せり、箱の外側は

總て波に片輪車の時繪、蓋の内側には松菊等の折枝の間に小鳥の飛べる散らし時繪あり、傳へて源賴朝の寄進と云ふも、其手法よりすれば足利時代の製作に係れるならむ。

第十七、御物 古今目録抄及嘉元記

嘉元記 縦九寸二分
横六寸七分五分
古今目録抄 縦四寸七分五分
横四寸五分五分

古今目録抄は既に知れ且れる如く、上宮太子の御者として知られたる調子丸の後裔顯眞の筆録する所にして、顯眞特に金堂守護の任務を帯び、本寺の山楮及寶物等の傳來に通曉するの必要ありしより、之を記録に存して傳ふるに至りしなり、料紙は故紙を刷して用ひ、或は記憶を追記し或は後の見聞を追加し、處々に加削の跡ありて、一日其自筆稿本たること、卷首に存せる顯眞の朱印記を見ても首肯せらるべく、從ふて其現存の體裁を成すまで相當の時日を費やせしや明らかなり、顯眞の生立詳かにし難しといへども、法隆寺別當記嘉祿三年七月十四日の條に初見し、次で天福二年九月勸進して中門金剛力士を塗り直せる記事あり、嘉祿三年七月の條にも見え、九條道家が仁治三年十一月金堂參拜の時、誦誦の導師となり、實治元年十一月には堂達顯眞得業として録せらる、其後弘長元年九月後醍醐院御幸の折には、先達となりて西院伽藍より東院廻廊まで御案内申上げたる記録あれど、これを最後としてまた何等顯眞に關するものなし、從ふて其歿年また極むべからず、目録抄の中には今寛喜二年に至るまで何百歳を経たりとの文あり、又仁治三年を距る幾年と數へしもあり、其仁治三年九條道家參拜の件を録し、次で建長五年の

記事其年代として現はれたる最後のものと思はるれば、其間に在りて原稿を手控として、始終新らしき見聞を追記しつゝありしを知るに足るべし、其前卷は主として法隆寺の伽藍佛像及寶物等の山楮及現狀記載にして、後卷は緣起及上宮太子の御事蹟に關する一般の歴史の記述なり、上宮太子に就きての史料は、他に有力なるものこれ有りとは雖も、建築寶物等の現狀記載に至つては、唯本書に絶がるより外、他に適當のものを求むること能はず、法隆寺に關する事とし云へば、先づ本書につくを何よりの標徑といふべし、本書一名を聖德太子傳私記とよぶ、前に聖德太子傳所あるを以て、私記の名の下に太子の御事蹟は勿論、其創建に係れる法隆寺の現狀記述を加へたるものか、本書に二種あり、一は此に示せる帖子本にして、他は卷子製のものなり、故小杉福部翁は卷子本は帖子本を底本として作られたるものにして、帖子本も古製卷子本たりしを、後に破損し易きを慮りて改装せるならむと説き、其年代に關しても延應寛元年間のものなるべしとの推定あり、帖子本卷子本との間に多少出入の文句なきにあらず、帖子本また後の寫入存せざるにあらねば、他日本書全部複製の時を期し、其詳細を説くこととせむ。

嘉元記は法隆寺の日乘なり、其稱呼あるは圖に示せる如く、卷首嘉元三年の記事を以て起れる故なり、爾後累年記述して貞治三年七月廿五日の文を以て終る、眞に本寺の事件を筆録したるものにして、古今目録抄の如き有難味のものに非ずと雖も、實際的事件の起伏を徴するには、本書を指して他にこれあらざるべし、目録抄と相表裏して、本寺の研究に缺くべからざる資料なり。



高麗山莊

Y. 271 214-7263 20



第廿八章



第五十八回

第五十八回



第五十八卷

法華義疏第一

大委上宮王
此是 集非海彼本

夫妙法蓮華經者蓋是德中方便善合為一曰一豐田七百
壽轉成長遠之神藥若論迦釋如來應現長生大息者
時歎宜清淨性教清同歸之妙因今得莫二之大果但眾生
宿值善激神而根鈍以五濁難於大發之弊難具慧眼卒不
可聞一乘因果之大理所以如來隨時而宜初就廣說三乘之
以別疏使咸各趣此道果從以乘離淺平說无相勸同修或
以中道而裝脫猶以三曰因果之相登育物故於是眾生應
年累月蒙教漸行漸益解至於王城始教大乘修禪會如
未出世之大意是以如來即動方便之嚴船而真金之妙口廣以
万善同歸之理使得莫二之大果妙法者外國云薩達摩賦所
是絕處之号法即此經中所說一乘之法也言此經中所說
一乘因果之法超然絕於昔日三乘因果之廣故稱妙法蓮華

也王音的身命斷度來而今不言 者信疑是外匡語也若言
鷲山言彼山頂似雷鷲身味也與大比丘眾以下舉時同而眾
以為謔言也如是人等共圖之必非虛

就中有

三茅先的聲聞眾第二的菩薩眾第三的凡夫眾說第一的聲聞
眾中更有二茅先的比丘眾第二的 摩訶波闍以下列比丘
居眾說第一比丘眾中更有二茅先的比丘眾第二從僧在

以下列比丘眾說第一的比丘眾中自有二事一與大比丘眾
出觀二 方子久與唱數三皆是阿羅漢之位四從諸漏已盡以下嘆
德五從具名曰以下列名六從如是等以下傳教或云釋疑隨歎可
用諸漏已盡无復煩惱若其煩惱不生受生自而煩惱盡故不生 遂得已利者
嘆應供德羅漢智斷兩具應受人供得為已利 畫請方結心
得自在者嘆致賊德致自在只是時而義自應之始終故云畫
結得自在也第二的比丘眾可見諸比丘得名所以他疏廣釋而
或不記也從摩訶波闍以下列聲聞中二茅先的比丘居眾可見

神通證成又遠若三修久遠今但通取不到上若二今將未長
中若二若一正心今將未長遠後倍上級若二釋脫

今不煩若一正心又遠作煩若二釋脫
初八業行煩若一正釋脫神通力如是

上若三釋脫中若三若一正言現煩為欲化物若二釋脫

現煩若三重釋脫難由為願皆可見後神連力如是以下行
現煩若三重釋脫難由為願皆可見後神連力如是以下行

得煩上若二結未戒非實戒但文少廣意則是一也
方便以下五行得煩若二釋脫初一行煩用解脫我人以此以下四

行得煩合解上用中凡若七釋脫四解脫仙過去久遠作解
後三解為今將未長遠作解今不煩為過去久遠四解但煩

未長遠中三解但煩通不列上合中若二若一通言或已未及
通若二通合未長教為世教諸苦樂音與之句煩上通合

通若二通合未長教為世教諸苦樂音與之句煩上通合



1914



菩薩坐像

佛光山藏



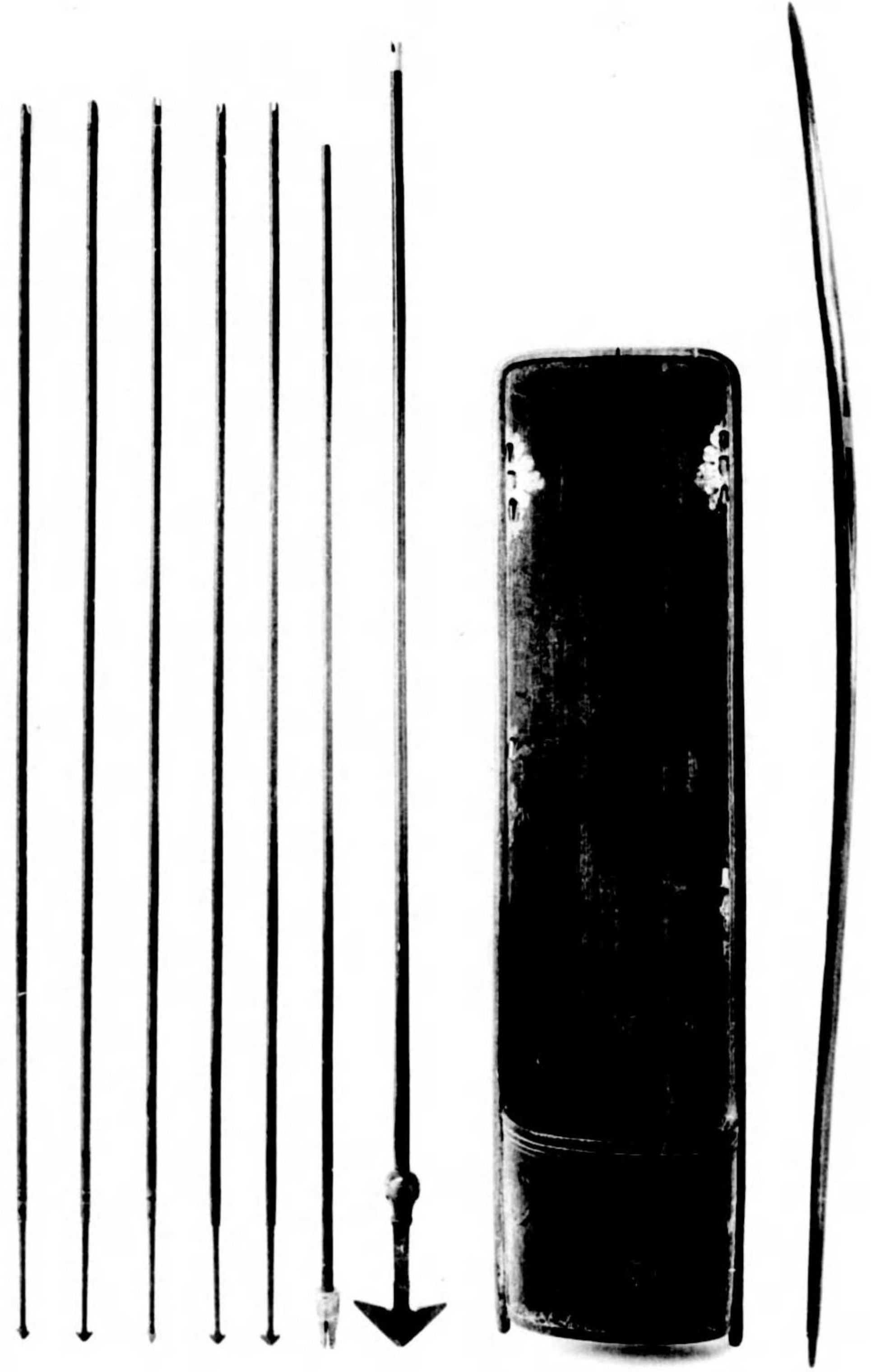
菩薩坐像

（註）此像之坐像，世所罕見。



法華經普門品觀世音菩薩普門品

法華經普門品觀世音菩薩普門品



箭
 箭筒
 劍

圖五十八節 箭筒與箭

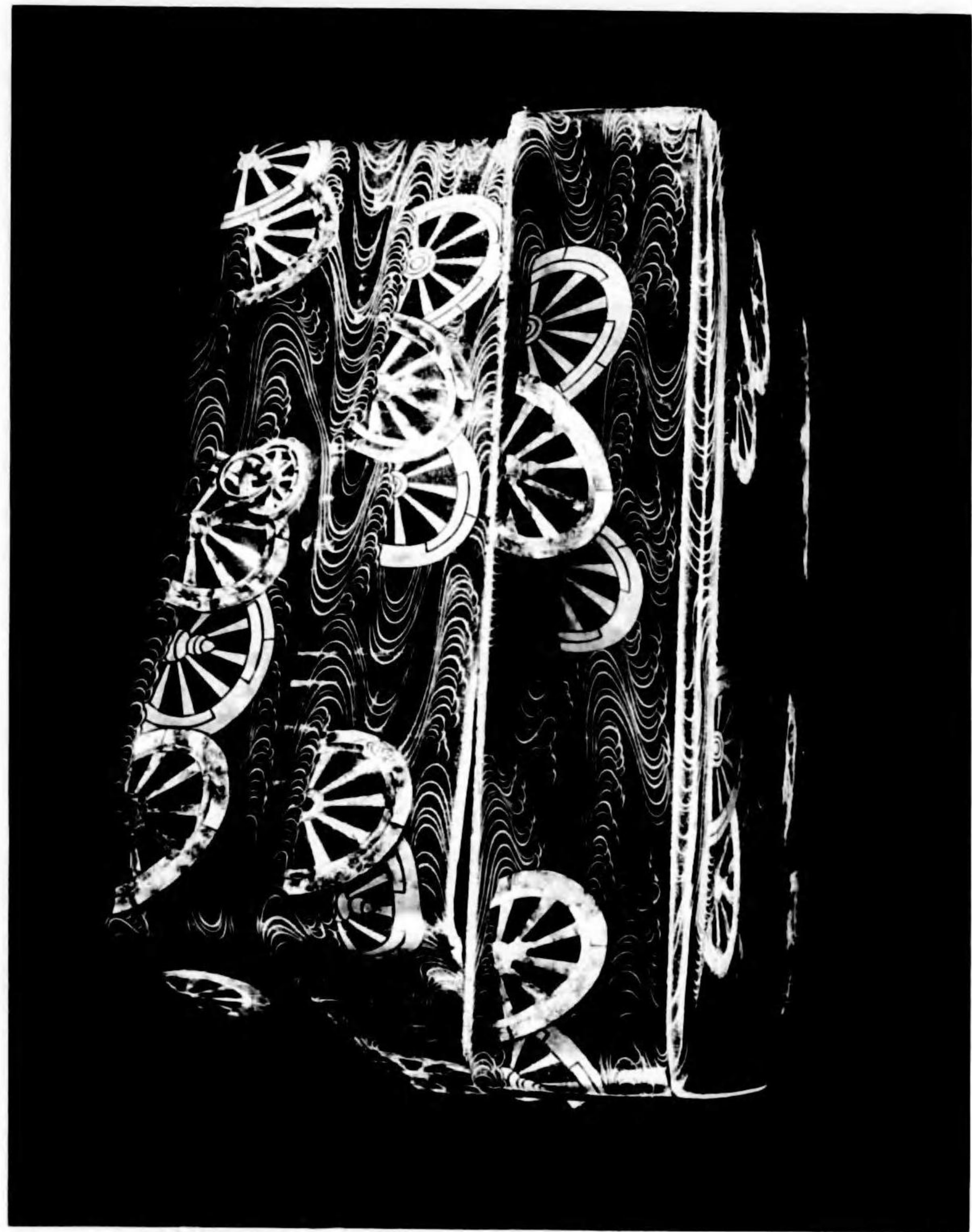


1938年

南京博物院藏



大正十一年
大正十一年



1857

1857



图 44 日本传统纹样

聖德太子傳亦名古今
 上卷 院者太子位所設也
 宗室流傳 於聖德太子 有宗
 中皇自太子位八角中 中皇太子武
 宗之時 被成八角 昔方南建

下卷
 聖德太子傳亦名古今
 院者太子位所設也

一、
 德治三年己卯月廿日 講師坊造
 宗室之次於聖德太子位所設也
 同其言方別南坊之宗 後朝之太子也
 由宗室之次於聖德太子位所設也
 同其言方別南坊之宗 後朝之太子也
 由宗室之次於聖德太子位所設也
 同其言方別南坊之宗 後朝之太子也
 由宗室之次於聖德太子位所設也
 同其言方別南坊之宗 後朝之太子也
 由宗室之次於聖德太子位所設也
 同其言方別南坊之宗 後朝之太子也
 由宗室之次於聖德太子位所設也
 同其言方別南坊之宗 後朝之太子也

大正八年二月十一日印刷
大正八年二月廿五日發行

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

發行所 白石村治
東京市下谷區中根町六十八番地
印刷者 武田勝之助
東京市下谷區中根町六十八番地
印刷所 墨彩堂

終

